

淀川流域の「^{わざ}態と^{きり}切」とは何だったのか

木谷 幹一*

I. はじめに

「態と切」は水田の高水時の単なる排水手段としか評価されていなかったためか¹⁾、管見する限りでは研究対象と位置付けられることはなかった。しかし野田村大長寺裏（大阪市都島区網島町）の「態と切」（写真1）は明治18（1885）年6月の伊加賀切れの象徴的な出来事として、博物館の企画展示²⁾や単行本³⁾、雑誌⁴⁾、例えば大阪市や淀川左岸地区の小学校第4学年社会科「わたしたちの大阪」や「わたしたちの大阪 北河内版」などの教科書⁵⁾でも紹介されていて、水害時の伝統的技法かのように印象づけられてきた。



写真1 野田村大長寺裏の態と切

しかし江戸時代の淀川流域に関する主要な河川整備事業から「態と切」を見るとどうだろう。それは寛文期、貞享期、元禄期、大和川付替普請、享保期などの畿内河川整備事業⁶⁾から見てみると、まず寛文期（1665年から1671年）は土砂留令にはじまり、淀川の川浚いと舟運の安定化で代表される事業で、その後淀川左岸の寝屋川市で延宝2（1674）年6月の仁和寺切れが起こる。この水害では篠山藩青山家文書の「大坂川洲絵図」として「仁和寺村付近堤切図」という水留普請に関する指図書に相当する絵図が作られていて⁷⁾、切れ所周辺の水深や

破堤による砂入箇所が記されていて、水害後に淀川の水深が浅くなったことが読み取れる。そして延宝4（1676）年5月には淀川右岸の高槻市番田で堤切れ⁸⁾、延宝6（1678）年8月にも淀川流域で水害が起こった⁹⁾ことから、貞享期の事業では水深を浅くした原因である河床の堆砂対策が具体的に示される。貞享期（1683年から1687年）は淀川の疎通力を向上のために堤外地のうち中洲である外島を除去して、川幅を広げ、砂の堆積を防止、水害予防保全に重心が移るが、5年後の元禄6（1693）年から堤外地新田開発が部分容認されはじめ、貞享期に禁止していた淀川上流の島本町高浜の堤外地新田が容認される¹⁰⁾。元禄期（1698年から1699年）は貞享期の残工事だけで、その後大和川付替普請（1704年）となる。これにより大和川の下流にあった深野池（寝屋川市南部・大東市中央部）や新開池（大東市西南部から東大阪市西北部・大阪市鶴見区東南部）の水位が下がり、それらの湖面の干拓と町人請負新田の開発が積極的に行われる。そして享保期（1716年～1736年？）は元禄6（1693）年以降の堤外地新田の部分容認によって、正徳5（1715）年ごろには淀川中流の出口村（枚方市）などの堤外地新田開発によって段階的に文禄堤が一部廃され、旧堤外地に国役堤が築かれ、それに伴い東海道のルート変更も起こっている¹¹⁾。堤外地新田の容認によって淀川上流から中流の川幅が狭くなって、淀川の疎通力が低下する。これを裏付ける現象として淀川上流の遊水地であった巨椋池では水位の上昇¹²⁾が起こり、淀川上流の八幡市での水害¹³⁾も貞享・元禄期まで10年間平均2回程度だったものが、享保期以降平均4～5回程度と倍増している（表1）。享保元（1716）年には周囲より低めに築留された「態と切」堤が野田村大長寺裏の国役堤に造られている¹⁴⁾。享保3（1718）年には貞享期への一時的な回顧が見られるが、享保7（1722）には享保の改革の主要施策、新田開発奨励策として堤外地の開発を含めた新田開発が進められる¹⁵⁾。そのころ「川筋大意¹⁶⁾」が制定されて、「川筋支配之事、一、堤切込田畑江水込入候節、堤を切崩水を落可然時者、堤奉行相達

* 大阪市立豊里南小学校

表1 水害頻度グラフ (京都府八幡市)

期間	1	2	3	4	5	6	7	8
1500~1509	■	■	■					
1510~1519								
1520~1529								
1530~1539								
1540~1549								
1550~1559								
1560~1569	■							
1570~1579	■							
1580~1589								
1590~1599		■						
1600~1609		■						
1610~1619		■						
1620~1629		■						
1630~1639								
1640~1649								
1650~1659								
1660~1669			■					
1670~1679			■					
1680~1689								
1690~1699								
1700~1709								
1710~1719								
1720~1729					■	■	■	
1730~1739					■	■	■	
1740~1749								
1750~1759								
1760~1769								
1770~1779								
1780~1789							■	■
1790~1799							■	■
1800~1809							■	■
1810~1819								
1820~1829								
1830~1839								
1840~1849							■	■
1850~1859								
1860~1869								
1870~1879								
1880~1889								

候二付、場所見分之上相考、態切申付候」とあり、田畑に水が流入した場合、水損防止のために堤を壊す必要がある時には、大坂町奉行配下の堤奉行が見分し訴人たちと相談し、堤奉行が「態と切」を命ずるとある。これは翻ってみると、「態と切」とは年貢収量安定化のための公認の技法であるということであろう。以上から江戸時代の主要な畿内河川事業から貞享期以降は繰り返された淀川水害に対する予防保全が策定されたものの、享保期以降は予防保全よりも新田開発政策に重心が移動していたのである。

そこで筆者はまず淀川流域で「態と切」の事例と歴史について調査を行い、11例の「態と切」を確認した¹⁷⁾。そのうち4例は野田村大長寺裏の国役堤で行われていた。その4例とは享保20(1735)年6月の三矢切れ、享和2(1802)年7月の点野仁和寺切れ、文化4(1807)年5月の八番切れ、明治18(1885)年6月の伊加賀切れという淀川における大規模水害時であった。これらの水害はすべて大阪市および淀川左岸の北河内地区にわたって浸水被害があった。また「態と切」の歴史は細川両家記の元亀元(1570)年9月の野田城福島城の戦いで大阪市

福島区海老江の中津川堤防を切ったのを「態と切」と呼んだ¹⁸⁾のが最初であったが、それ以降は享保元(1716)年の野田村大長寺裏の国役堤での「態と切」堤築留¹⁹⁾まで見当たらない。

これらのことから「態と切」とは水害時の伝統的なものではなく、享保の改革の主要施策である新田開発奨励策²⁰⁾を遂行するため、つまり淀川流域では堤外地新田開発のために登場した可能性が強い。

そこで本稿では、野田村大長寺裏の「態と切」のうち4例はすべて大阪市および淀川左岸の北河内地区にわたる大規模水害であったので、淀川流域の水害に関して大阪府誌(第四篇)²¹⁾、淀川左岸水害豫防組合誌²²⁾、村田(1989)²³⁾などの淀川水害に関する参考図書に加えて、淀川流域の市町村誌・史編纂時または地元郷土史家によって収集された古文書や新聞記事などの整理を行った結果、これら4例のうち享保20(1735)年6月の三矢切れを除けば浸水期間がすべて1ヶ月以上であったので、淀川流域で浸水期間1ヶ月以上の水害に限定してアーカイブを行い、「態と切」との関係を考察した。さらに堤外地新田と「態と切」の関係を考察し、淀川流域の「態と切」の真相に迫ってみた。図1に地域概観図を示す。

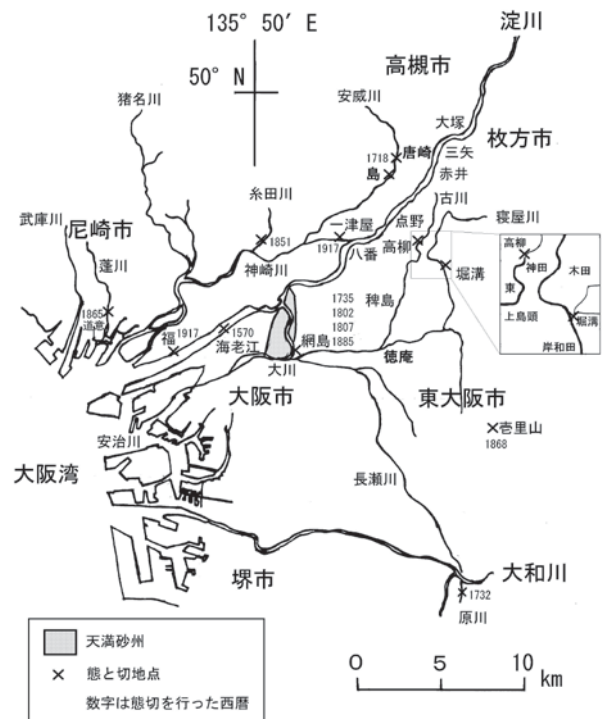


図1 地域概観図

II. 淀川流域の水害と「態と切」

淀川流域で浸水期間1ヶ月以上という条件で抽出され

た大規模水害は享和2(1802)年7月の点野仁和寺切れ、文化4(1807)年5月の八番切れ、慶応4(1868)年5月の唐崎切れ、明治18(1885)年6月の伊加賀切れ、大正6(1917)年10月の大塚切れの水害であった。すべて享保期以降のものであった。

1. 享保20年6月の三矢切れ

享保元年に築留められた「態と切」堤で²⁴⁾、「態と切」が試験的に行われたという水害である²⁵⁾。

本水害は守口市の庄屋であった門口家文書に酒井文治御写「三矢切留帳」という洪水記録があって、本水害のことが詳しく書かれている²⁵⁾。それによれば享保20年6月19日から20日かけて台風が通過して、22日早朝に豪雨、23日深夜1時ごろに正徳5年ごろに国役堤となった三矢の廻し堤²⁶⁾(枚方市三矢)が56間ほど破堤し、23日朝7時ごろに東村(守口市東町)の中西家と藤田村(守口市藤田町)に、24日深夜1時ごろ額田村(東大阪市)に水先がきて、浸水域が北河内西部から東大阪市中部まで拡大している。上島頭村(門真市)は神田村南方の横手堤(寝屋川市下神田)のおかげで浸水被害は軽減された。24日野田村の大長寺裏で「態と切」が試験的に行われ、幅15間ほど国役堤を切り開いた。27日には藤田村で水位が下がるのを確認したが、月出村(門真市月出町)と藤田村間にある門真輪中の囲堤修復のための堰留めによって28日以降は水位が上昇し、7月4日夕方になって急激に水が引いた。三矢の廻し堤も4日午後4時ごろに水留めが完了した。焼野村(大阪市鶴見区焼野)で「態と切」の計画が出たが中止となった。なお野田村の「態と切」によって大阪市の一部が浸水して、飲料水や野菜の価格が上昇している。

浸水は郡村・田井村・石津村(寝屋川市)では床上浸水で藤田村より水位が高かったが、堀溝村・木田村(寝屋川市)、新田村(東大阪市)、放出村・今津村(大阪市鶴見区)では浸水しなかった。ほかに出口村、赤井村(枚方市)、太間村(寝屋川市)と佐太五番村(守口市)間では内水による破堤が起り、赤井村では堤内池沼ができた²⁷⁾。神田村の横手堤も破堤した²⁸⁾。被害は116ヶ村におよび5万2000石とされている²⁹⁾。

2. 享和2年7月の点野仁和寺切れ

本水害では高槻市南部の庄屋であった葉間家文書に「享和二年七月洪水絵図」、「享和二年七月朔日洪水絵図」、「享和二年七月朔日洪水淀川堤切所絵図」という絵図が作られている。これらの絵図は高槻市立しろあと歴史館

に寄託されている。これは享和2年9月の点野村(寝屋川市)の水留普請に関する進捗を正確に描いた絵図で、よく似た絵図は門真町史³⁰⁾や寝屋川市の河内九箇荘郷土誌³¹⁾の編纂時にも紹介されている。

本水害は寝屋川市の永井家葛原陣屋代官であった上堀家文書の「享和二年壬戌七月點野村切所一件留³²⁾」、「享和二年壬戌年大洪水私記³³⁾」と「絵本洪水記³⁴⁾」などの洪水記録があって、本水害のことが詳しく書かれている。それらによれば享和2年6月25日から6月29日に台風が2度通過、6月29日には高潮が発生し、京都府八幡市や伏見区淀付近まで遡上、7月1日に仁和寺村と点野村(ともに寝屋川市)の織豊期以前の淀川旧河道部分が破堤して、北河内西部から中河内、大阪市内が80日近く浸水したことが記録されている。7月3日に野田村大長寺裏で「態と切」が行われ、榎並庄(大阪市城東区や東成区)などの水位が下がった。その後さらに上流の源八堤を北河内の農民が「態と切」しようとしたが、町奉行などが防衛に当たっている。8月6日から7日に再度台風が来て、切れ所が拡大し、切れ所の修復のために、まず切れ所に堰を設け、さらに切れ所を遠回しにした堤を設けて、9月19日に切れ所の水留が完了している³⁵⁾。

3. 文化4年5月の八番切れ

本水害は門真市岸和田の善福寺の「心得書³⁶⁾」が詳しい。それによれば5月22日から23日の豪雨で5月24日夕方に八番村(守口市)の国役堤が40間破堤し、5月25日朝に中ノ茶屋(鶴見区)が破堤し、八ヶ庄(門真市・大東市)が浸水。水先が夕方に岸和田(門真市)に来て、北河内西部が浸水した³⁷⁾。野田村大長寺裏で幅5間ほど「態と切」を行い³⁸⁾、5月28日、29日に一時的に水位が下がったが、5月29日から6月1日と暴風雨となり³⁹⁾、大阪湾沿岸で高潮被害が出た。八番村切れ所も高潮によって切れ所が拡大し60間以上となった⁴⁰⁾。その後高潮は北河内西部の悪水井路を遡上し葛原村(寝屋川市)、そして木屋村の上庄樋(寝屋川市と枚方市の境)まで迫り赤井堤の一部を破損させ、6月3日には水が下流へ戻っている⁴¹⁾。7月24日に水留完了している⁴²⁾。

4. 慶応4年5月の唐崎切れ

本水害は枚方市牧野の吉川家文書に坂陣屋代官公用記録「慶応事件記」や南坡岬人撰歌川国貞画の「洪水図説(早稲田大学図書館蔵ならびに大阪府立中之島図書館蔵)」などの洪水記録⁴³⁾があって、詳しく書かれてい

る。それらによれば閏4月20日から5月22日まで連日の雨、5月8日には台風が通過して、高潮が京都と大阪の府境を越えて遡上している。摂津市史編さんのために収集した摂津市三宅郷庄屋古木家旧蔵文書「諸事附込改写帳」では5月13日に高槻市唐崎村字弥右衛門屋舗で250間破堤し⁴⁴⁾、高槻城付近も浸水し、6,000石の被害が出た⁴⁵⁾。ほか此花区の庄屋であった中谷家文書に「明治元年戊辰大洪水島下郡唐崎切れ図（大阪市史編纂所蔵）、葉間家文書にも「淀川洪水修復の図（高槻しろあと歴史館寄託）」などの水留普請絵図が確認できる。「態と切」は淀川流域では行われていない。但し東大阪市の生駒山地沿いの傾斜地で5月11日から14日にかけて土石流が発生し、四条村字壺里山（東大阪市）という場所で「態と切」を行って、土石流性堆積物が被覆する場所を誘導し被害を最小限にした⁴⁶⁾ことが記録されている。

5. 明治18年6月の伊加賀切れ

本水害は、洪水志⁴⁷⁾や堀溝村柳本家日記⁴⁸⁾に詳しく書かれている。それらによれば第1回目は6月17日夜または18日明け方に枚方市三矢と伊加賀付近の淀川左岸堤防が破堤し⁴⁹⁾、河内平野に侵入した水は枚方市と寝屋川市境にある赤井堤で一時的に止まっていた⁵⁰⁾ために、北河内地区では避難行動スムーズに行われた。しかし19日には北河内地区西部が浸水した。6月20日17時20分に野田村大長寺裏で40間の「態と切」を行って大川へ北河内西部の浸水を緩和しようとした。水位が下がりがかけたが、「態と切」の切口から北河内西部へ逆流が起こったことが記録されている。これはおそらく大阪湾の満潮と重なったため、大川の方の水位が高くなったためと考えられるが、翌21日午前3時にさらに大長寺裏から上流が破堤し、北河内西部の寝屋川や平野川流域まで浸水被害が拡大する⁵¹⁾。

第2回目は6月30日から7月1日にかけて台風が通過し、高潮が発生している。その影響で浸水域が大阪湾沿岸部と中津川と大川の間、現北区福島区や旧大和川流域の中河内地区に拡大する⁵²⁾。高潮は木村栄次郎が明治18年7月7日に発行した「摂河両国大洪水細見図（岐阜県立博物館蔵）」から見ると、おそらく中津川流域を天神橋筋商店街東方付近の天満砂州の高まりを避けるように遡上し、中津川と大川の分岐点の三味頭、現在の毛馬閘門あたりから西南へ高潮が進展したように描かれている。そして大阪市内では高潮の余波で川崎橋が破壊され、その破材が下流の天満橋に懸かり、次々と大川での



写真2 徳庵堤の石碑

落橋被害が発生する⁵²⁾。門真市稗島では6月30日夜、古川右岸の堤根神社に避難していた住民が舟で他所へ避難しようとして、高潮によって被災している⁵³⁾。この惨事は筆者の聞き取りによって現在も地元で傳承されている。東大阪市の徳庵堤では明治20年9月24日に無名の石碑（写真2）の建碑式が行われている⁵⁴⁾が、その碑文には「二十八日劇雨疾風不止者二晝夜水勢益壯遂決寝屋川堤防」と刻まれている。これは6月28日から雨風が激しくなり、2昼夜にわたって水勢が増し、寝屋川堤防つまり徳庵堤が決壊したことを石碑に刻んでいるのである。つまり第2回目の台風によって高潮が発生して、その余波を受け徳庵堤が破堤したのであろう。

6. 大正6年10月の大塚切れ

本水害は、淀川左岸水害予防組合誌⁵⁵⁾に詳しく書かれている。10月1日に淀川支流の芥川堤防、淀川右岸の高槻市大塚付近の堤防が破堤して、淀川右岸の高槻市南部から摂津市が浸水後、西淀川区伝法大橋北詰付近の新淀川堤防を切って、排水している⁵⁵⁾。まず摂津市南部の水位を下げるためか、勝手に地元住民が「態と切」と称して摂津市一津屋地区の神崎川堤防で行っている⁵⁶⁾。一津屋地区での「態と切」によって神崎川の水位が上昇し⁵⁷⁾、下流の東淀川区下新庄の神崎川左岸堤防を破堤させ、さらに被害を神崎川左岸全域まで拡大させている。その後10月2日夜から10月3日朝にかけて大阪湾の干潮を見計らって伝法大橋北詰付近で「態と切」が行われ、

排水された⁵⁷⁾。なお伝法大橋北詰付近での「態と切」の実行は福小学校の末澤次作校長が決断し、地元住民が堤防を切ったこと、その後地元住民が内務省から怒られたことなどが記録されている⁵⁸⁾。

7. その他の水害時の「態と切」

淀川右岸の神崎川流域では享保3(1718)年7月には支流の安威川の水害時⁵⁹⁾、嘉永4(1851)年6月には支流の糸田川の水害時⁶⁰⁾、吹田村(吹田市)が田畑の浸水を防止するために、対岸の垂水村(吹田市)の堤防を切って浸水被害から回避しようとした「態と切」があり、その後吹田・垂水の両村が互いに相手の領地に侵入して何度も堤を切り合う「態と切」合戦となっている。ほかに慶応2(1866)年8月の糸田川の水害時にも両村が互いに相手の領地に侵入して何度も堤を切り合った「態と切」合戦未遂事件もある⁶¹⁾。

淀川左岸では享和2年7月には大川の源八堤で北河内の農民が「態と切」をしようとして、大坂町奉行によって阻止されている⁶²⁾。文化4年5月には枚方市と寝屋川市の境界にある赤井堤で上庄(枚方市側)の田畑の浸水を軽減するために「態と切」したと下庄(寝屋川市側)が訴えている⁶³⁾。これは「態と切」でなく、文化4年5月の高潮によって赤井堤の一部が破損しただけなのに「態と切」と騒いでいることが訴状からよみとれる。

大阪湾沿岸では慶応元(1865)年5月の高潮で、武庫川左岸の堤が切れたために道意新田(尼崎市)が浸水した。そのために蓬川へ排水するために「態と切」を行った事例がある⁶⁴⁾。大和川流域では、享保17(1732)年閏5月に支流の原川堤が破堤して「態と切」を行った事例がある⁶⁵⁾。

8. 水害と「態と切」

1~6までの水害で広域浸水の原因となった破堤地点はすべて淀川中流から下流であった。破堤地点周辺では大阪府立中之島図書館蔵や淀川資料館蔵の「明和七年改淀川筋絵図⁶⁶⁾」で淀川上流から下流付近まで堤外地新田が開発されていたことがわかる。

また「態と切」によって一時的に水位が下がることは確認できたが、明確に成功した事例は大正6年10月の大塚切れ時、伝法大橋北詰における「態と切」のみであった。さて世阿弥は「風姿花伝⁶⁷⁾」で「態」を「わざ」と読ませている。佐藤⁶⁸⁾は「態」の意味を「私心を擲って積み重ねられる稽古と修養によって形成されるもの」と解釈している。つまり「態と切」とは公正平等

な見地で行われる究極の堤切と読みかえることができよう。享保3年7月の安威川水害、嘉永4年6月の糸田川水害ではその後争論となっているので、究極のものとは云えない。同時に大正6年10月の大塚切れでは内務省の許可を得ないで堤防を切って減水に成功している⁶⁹⁾が、内務省から地元住民がお叱りを受けているので、新聞記事⁶⁹⁾からも究極の手段という印象を受けるが「態と切」とは云えないだろう。これらすべては淀川右岸地区、とくに神崎川や安威川流域での事例であり、非公認の「態と切」の地域伝承も考えなくてはならない。

IV. 新田開発と「態と切」

豊臣政権時の文禄堤によって寝屋川市点野からの淀川分流が廃止され、淀川分流の旧河道や旧堤外地が新田開発の対象となる。その後、文禄堤と淀川間の堤外地が新田開発の対象として元禄6年ごろから開発が進む⁷⁰⁾。淀川の堤外地が新田として認められたことによって、国役堤が川側に移動すること事例も出てきている⁷¹⁾。

宝永元年の大和川の付替えでは、深野池や新開池の水位が下がり、町人請負新田による開発が進む。同時に大和川の付け替えによって、大和川の水害から解消された深野池の北側に位置する寝屋川(文禄期以前の淀川分流)の堤外地、萱島流作場新田では寛保3(1743)年ごろから新田開発が始まっている⁷²⁾。この新田開発では下流の堀溝村に「態と切」堤を築留して、図2から堀溝村

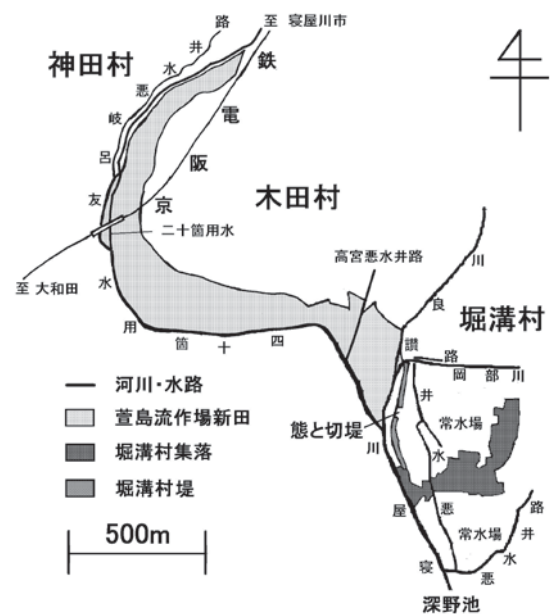


図2 萱島流作場新田と態と切

の一部を常水場（遊水地）とすることによって、新田を維持管理するシステムとなっていることがわかる。そのために寛保3年以降、堀溝村は雨が降れば浸水リスクが高まったことが訴状等から確認できる⁷³⁾。

ほかに寝屋川市では神田村は周囲より土地が低かったために村の周囲に囲堤を設けて水田を維持管理していたが、それだけでは水害に対する防御が完全でなかったであろう隣村の高柳村に「態と切」堤を築留して、高柳村の一部を常水場（遊水池）としている⁷⁴⁾。これは時期不明であるが、野田村や堀溝村の事例から考えて享保期以降であろう。

淀川右岸の神崎川や安威川流域では、江戸時代以前からすでに堤外地新田開発が行われていて、寛永年間以降には安威川の堤外地を囲堤内新田にした島村（茨木市）が上流の村の水害時流入してくる悪水を安威川へ排水するために文化8（1811）年に安威川堤に「態と切」堤を築留している⁷⁵⁾。

以上から「態と切」堤は、淀川流域における堤外地新田や囲堤内新田等の維持管理システムの一つである可能性が考えられる。

V. 「態と切」とは何だったのか

以上、「態と切」と大規模水害、「態と切」と堤外地新田開発を考察した。

まず野田村大長寺裏の「態と切」が行われた4つの水害を古文書等から精査した結果、享保20年以外の水害を除けば浸水期間1ヶ月以上の大規模水害であった。そこで淀川流域で水害を再度抽出したところ、すべて享保期以降であったことが確認された。その上、抽出された水害で広域浸水の原因となった破堤箇所は、元禄期以降に堤外地新田開発が行われていた淀川中流から下流であった。

次に堤外地新田開発事例として、萱島流作場新田を例に検討した結果、隣接する堀溝村に「態と切」堤を設けて、堤外地新田の浸水被害を防止していたことがわかった。さらに「態と切」堤によって堀溝村での水害が増加し、一部常水場となっていたこともわかった。

以上から「態と切」は戦国時代に戦術として登場したが、江戸時代になって享保期に淀川流域における堤外地新田等の維持管理システムとして再登場したことを考察した。

一方淀川右岸地区、とくに神崎川と安威川流域では享保期以降に非公認の「態と切」が確認された。唯一の「態と切」成功事例も、大正6年10月の大塚切れ時、伝法大橋北詰における非公認の「態と切」であった。これらから神崎川と安威川流域では非公認の「態と切」が地域的に伝承されていることを考察した。今後非公認の「態と切」にも目を向けていきたい。

謝辞

本論作成にあたり、淀川資料館の福田広宣氏、大阪市立福小学校校長の笹井督子先生、立命館大学大学院の谷端郷博士には本論作成にあたり貴重な情報を頂きました。記して謝意申し上げます。

注

- 1) 例えば福山昭「近世水利組織とその連合」、大阪教育大学公民論集11、2003、1～14頁。
- 2) 例えば大阪歴史博物館『水都大阪と淀川』、大阪歴史博物館、2010、130頁。
- 3) 例えば橋爪紳也『「水都」大阪物語』、藤原書店、2011、220頁。地学団体研究会大阪支部『おおさか自然史ハイキング地学ガイド』、創元社、1987、329頁。三浦行雄『大阪と淀川夜話』、大阪春秋社、1985、252頁。
- 4) 例えば田村利久「享和2年の大洪水」、大阪春秋1、1973、11頁。鈴木啓三「淀川兩岸の回顧」、大阪春秋3、115頁。菊田太郎「旧淀川」、大阪春秋6、1975、58頁。三浦行雄「淀川と大阪平野」、大阪春秋50、1987、38頁。加藤政一「大川に沿って 京橋・桜宮公園・毛馬閘門」、大阪春秋52、1988、36頁。浜本正女「淀川右岸に住む」、大阪春秋74、1994、66頁、68頁。三浦行雄「淀川右岸と神崎川」、大阪春秋74、1994、74頁。
- 5) 日本文教出版編集部『わたしたちの大阪 3・4年下』、日本文教出版、2010、73頁。日本文教出版編集部『わたしたちの大阪 北河内版』、日本文教出版、2010、56～61頁。
- 6) 村田路人「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」、枚方市史年報11、2008、1-14頁。村田路人『近世の淀川治水』、山川出版社、2009、102頁。村田路人「堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換」、大阪大学大学院文学研究科紀要50、2010、1～28頁。村田路人「享保初年における幕府派遣役人の上方川筋見分・普請と堤外地政策」、枚方市史年報13、2010、1～26頁。
- 7) 例えば鳴海邦匡・上田長生・大澤研一『篠山藩青山家文書』絵図目録：近世前期大坂周辺絵図、2009、52頁。
- 8) 例えば大阪府編『大阪府誌 第四編（復刻）』、思文閣、1970、1145-1166頁。なお該当記録の初出は大阪府編「洪水志」、大阪府、1887、190頁。
- 9) 例えば村田路人「近世大阪災害年表」、大阪の歴史27、1989、88-104頁。なお該当記録の初出は「徳川実紀」。
- 10) 例えば村田路人「堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換」、大阪大学大学院文学研究科紀要50、2010、1～28頁。村田路人「享保初年における幕府派遣役人の上方川筋見分・普請と堤外地政策」、枚方市史年報13、2010、1～26頁。

- 11) 例えば馬部隆弘「享保期の新田開発と出口寺内町」、枚方市史年報 13、2010、27～40 頁。
- 12) 植村善博「巨椋池の水辺環境と水位変化」、『京都の治水と京都大洪水』、文理閣、2011、109～115 頁。
- 13) 木谷幹一「京都府八幡市周辺における江戸時代以前の治水について」、自然と環境 14、2012、47～56 頁。
- 14) 守口村吉田家文書、例えば村田路人『近世広域支配の研究』、大阪大学出版会、1995、238～242 頁。
- 15) 10) に同じ。
- 16) 例えば大阪市史編纂所編『大阪町奉行旧記(下)』、大阪史料調査会、1994、102～106 頁。
- 17) 木谷幹一「淀川流域における「態と切」の歴史」、兵庫地理 58、2013、67～70 頁。
- 18) 例えば「細川両家記」、塙保巳一編纂『群書類従(訂正3版)第20輯合戦部』、続群書類従完成会、1979、636～639 頁。
- 19) 14) に同じ。
- 20) 6) に同じ。
- 21) 大阪府編『大阪府誌 第四編(復刻)』、思文閣、1970、1145-1166 頁。
- 22) 淀川左岸水害豫防組合編『淀川左岸水害水害豫防組合誌 中』、淀川左岸水害水害豫防組合、1929、141～386 頁。
- 23) 9) に同じ。
- 24) 例えば村田路人『近世の淀川治水』、山川出版社、2009、67～68 頁。
- 25) 樋口清春編『乙卯満水 享保廿年六月廿二日 三矢切留帳』、大東市古文書研究会、2000、114 頁。
- 26) 11) に同じ。
- 27) 例えば寝屋川市誌編纂委員会編『寝屋川市誌』、寝屋川市、1956、18 頁。
- 28) 例えば大字神田文書、寝屋川市誌編纂委員会編『寝屋川市誌』、寝屋川市、1956、534～535 頁。
- 29) 例えば 25) など。
- 30) 例えば門真町史編纂委員会編『門真町史』、門真町役場、1962、806 頁。
- 31) 例えば東光治編『河内九箇荘郷土誌』、九箇荘村役場、1937、242 頁。
- 32) 例えば淀川左岸水害豫防組合編『淀川左岸水害水害豫防組合誌 中』、淀川左岸水害水害豫防組合、1929、160 頁。
- 33) 例えば東光治編『河内九箇荘郷土誌』、九箇荘村役場、1937、241～246 頁。
- 34) 例えば大野正義編『絵本 榎並八箇 洪水記』、大野正義、2015、235 頁。
- 35) 例えば木谷幹一「享和 2(1802)年の淀川点野切れについて」、京都歴史災害研究 16.2015、1～9 頁。
- 36) 善福寺「洪水記録」、門真町史編纂委員会編『門真町史』、門真町役場、1962、776～777 頁。
- 37) 例えば 21)、22)。
- 38) 例えば 21)、22)。
- 39) 36) に同じ。
- 40) 例えば 21)、22)。
- 41) 例えば東光治編『河内九箇荘郷土誌』、九箇荘村役場、1937、256 頁。西北地域史編纂委員会『寝屋川市西北地域史 鞆呂岐』、寝屋川市西北コミュニティーセンター、1988、137～138 頁。赤井清氏文書、寝屋川市誌編纂委員会編『寝屋川市誌』、寝屋川市、1956、528～529 頁。
- 42) 36) に同じ。
- 43) 例えば竹安繁治編「慶応事件記」、枚方市史編纂委員会編『枚方市史資料 第2集』、枚方市、68 頁、1968。南坡岬人撰歌川国貞画「洪水図説」、48 頁、1868。
- 44) 例えば片山早紀「慶応4年の大洪水」、市史編さんだより 1、2014、1～3 頁。
- 45) 43) に同じ。
- 46) 四条史編さん委員会『河内四条史 第三冊 史料編Ⅱ』、1977、372～373 頁。
- 47) 大阪府編『洪水志』、大阪府、1887、190 頁。
- 48) 例えば中島三佳「明治十八年六月の伊加賀の決潰」、中島三佳『東海道枚方宿と淀川』、中島三佳、2004、297～301 頁。
- 49) 例えば中島三佳「明治十八年の大洪水」、中島三佳『東海道枚方宿と淀川』、中島三佳、2004、291～296 頁。
- 50) 例えば寝屋川市誌編纂委員会『寝屋川市誌』、寝屋川市、1956、523 頁。
- 51) 例えば 47) 48) など。
- 52) 例えば 47)。
- 53) 「出水哀話」、「大阪朝日新聞」、明治 18 年 7 月 10 日朝刊。
- 54) 「徳庵堤の建碑」、「大阪朝日新聞」、明治 20 年 9 月 23 日朝刊。
- 55) 例えば淀川左岸水害豫防組合編『淀川左岸水害水害豫防組合誌 中』、淀川左岸水害水害豫防組合、1929、368～375 頁。
- 56) 例えば浜本正女「淀川右岸に住む」、大阪春秋 74、1994、66～69 頁。
- 57) 55) に同じ。
- 58) 例えば大阪市立福小学校創立 100 周年記念事業実行委員会編『わたしたち 福町』、大阪市立福小学校創立 100 周年記念事業実行委員会、1999、65 頁、73 頁。
- 59) 例えば神安土地改良区所蔵文書、神安土地改良区『神安水利史 史料編上』、神安土地改良区、1972、142～143 頁。
- 60) 例えば亘市郎衛門手記永代帳、亘節『吹田志稿』、亘甫、1976、269～270 頁。
- 61) 例えば 204 田中太郎文書『吹田市史 第 6 卷(史料編 3)』、1974、642～645 頁。
- 62) 34) に同じ。
- 63) 例えば赤川清文書、寝屋川市誌編纂委員会編『寝屋川市誌』、寝屋川市、1956、528～529 頁。
- 64) 例えば寺田匡宏「近世民衆の見た災害と復興」、地域史研究 28、1999、25～48 頁。
- 65) 例えば東野兵次文書、柏原市史編纂委員会『柏原市史 第 5 卷』、柏原市、1971、68 頁。
- 66) この絵図は「明和七年改」とあるので 1770 年ごろの作成の絵図と考えられるが、享和 2 年 7 月の点野仁和尚切れの切れ所や被害を記した附箋が貼付されている。
- 67) 例えば野上豊一郎・西尾実校訂『(世阿弥著)風姿花伝』、岩波文庫、1958、126 頁。
- 68) 佐藤学『教師花伝書』、小学館、2009、207 頁。
- 69) 例えば「北摂水害の惨状」、「大阪朝日新聞」、大正 6 年 10 月 4 日夕刊。
- 70) 10) に同じ。
- 71) 11) に同じ。
- 72) 例えば寝屋川市誌編纂委員会編『寝屋川市誌』、寝屋川市、1956、316～321 頁、535 頁、591 頁。
- 73) 例えば堀溝自治会文書、寝屋川市史編纂委員会編『寝屋川市史 第 4 卷』、寝屋川市、2000、517 頁、622～623 頁。
- 74) 例えば寝屋川市誌編纂委員会編『寝屋川市誌』、寝屋川市、1956、215～218 頁。
- 75) 例えば茨木市島区有文書、神安土地改良区『神安水利史 史料編上』、神安土地改良区、1972、365～366 頁。